船員就業規則変更届出書

年　　月　　日

　　　四国運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　船舶所有者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　及び氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　主たる船員の労務

　　　　　　　　　　　　　　　管理の事務を行う

　　　　　　　　　　　　　　　事務所の所在地及

　　　　　　　　　　　　　　　び名称

　　就業規則を一部変更致しましたので、船員法第97条の規定により届け出ます。

記

１　使用する船員数 人

　２　労働組合加入者等数 人

　３　労働組合の名称等

記載心得

１　労働組合加入者等数は、船員法第98条による意見書を提出した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員法第98条による意見書を提出した者が代表する船員の数を記載すること。

２　労働組合の名称等は、船員法第98条による意見書を提出した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。